

# 豊田市農業委員会議事録

令和元年12月24日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和元年12月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第70号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第71号 競売農地買受適格者証明願について（耕作目的）
- 議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第74号 事業計画変更申請承認について
- 議案第75号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第76号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第77号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第78号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第79号 農地中間管理事業の「農用地利用配分計画案」について

## 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (18名)

1番	鈴木喜一郎	2番	岩田 弘勝	3番	倉橋由美子
4番	西山弥太郎	5番	石川 幸子	6番	為井 裕
7番	近藤 和人	8番	杉浦 俊雄	9番	土方 和子
10番	森 敏康	11番	水野 省治	12番	梅村 貢司
—————		14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	瀬戸 喜朗	18番	杉田 雅子
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (1名)

13番 鈴木 成仁

< 事務局説明員 >

事務局長	岡本 武久	副主幹	尾形 洋	担当長	平田 崇
担当長	大上 良典	主査	加藤 泰平	主査	神谷 光平
主査	鈴木 彩				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局： 本日の欠席委員は、13番、鈴木成仁委員、以上1名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

6番、為井裕委員、7番、近藤和人委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第70号から第79号までの審議案件10件と報告案件6件です。

それでは、逐次議題を上程させていただきます。

令和元年議案第70号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和元年議案第70号「農地法第3条の規定による許可について」。

お手元にお配りしています別紙調査票をご覧くださいながら、審議のほどをお願いいたします。

85番、千石町の件、財産分けのためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の板倉委員からは、12月14日、申請者と現地確認を行いました。申請内容を確認し、内容に間違いはなく、申請者は農業に意欲的で経験も十分あり、農機具も整備されているため、特に問題ないと考えますとご意見をいただいております。

86番、畝部西町の件、経営規模拡大のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の高橋委員からは、12月21日現地確認し、申請者に電話にて申請内容の確認をしました。申請地が農地として管理されていませんが、譲受人が耕作することを含めて譲り受けるため、特に問題はありませんとご意見をいただいております。

87番、川手町の件、営農に精進するためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の松井委員からは、12月17日申請地を調査し、12月19日、電話にて申請者に申請内容を確認しました。申請地はきちんと耕作されており、申請者は新たに農業をしようとする意欲的なため、特に問題はないと考えますとご意見をいただいております。

88番、広幡町の件、経営規模拡大のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の篠田委員からは、12月15日、申請地及び農機具小屋において申請者立ち会いのもと、申請内容について書類に基づき確認しました。申請者は農業に意欲的で、経験も十分にあり、農機具等も整備されているため問題ないと考えますとご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第70号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第70号は承認決定されました。

令和元年議案第71号「競売農地買受適格者証明願について（耕作目的）」の事務局の説明をお願いします。

事務局： 令和元年議案第71号「競売農地買受適格者証明願について（耕作目的）」。

2番、寿町の件、営農に精進するためです。

申請地は、スクリーンのとおりです。

担当推進委員の神谷委員からは、12月17日現地確認し、12月20日に申請者と電話し、申請内容について問題ないことを確認しましたとご意見をいただいております。

3番、吉原町の件、経営規模拡大のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の山内委員からは、申請者の父親から聞き取りをしました。譲受人の息子は農業兼会社員であり、息子へ教えながら農業を進めていきます。申請地は自宅から20分ほどで、軽トラに耕運機を乗せて移動します。また、隣の倉庫も今年の5月に競売で取得したため、農業用倉庫として利用します。以上から問題ないと考えますとご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第71号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第71号は承認決定されました。

令和元年議案第72号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： まず、議案に入る前に、初めに、議案書の訂正をさせていただきます。申しわけありません。

議案番号、申請番号31番の担当委員ですが、鈴木喜一郎委員になっておりますが、正しくは杉浦俊雄委員です。すみません。訂正しておわび申し上げます。

では、議案に入らせていただきます。

令和元年議案第72号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

一般基準については、別紙3ページをご覧ください。立地基準についてのみ述べさせていただきます。

31番、西岡町の件、農家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 既存住宅地を売却して申請地へ、親の介護のためにバリアフリーの住宅を建築したいというような内容であります。雨水等の計画もしっかりしているということで、総合的に判断し、許可相当であると考えています。

事務局： ありがとうございます。

議案第72号については以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第72号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第72号は適当である旨、承認されました。

令和元年議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。  
事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和元年議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。  
一般基準については、別紙4ページをご覧ください。立地基準についてのみ  
述べさせていただきます。

247番、栄生町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区  
に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、248番、高原町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断  
基準は、水管、ガス管の2種類が埋設されている幅員4メートル以上道路の沿  
道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、249番、長興寺の件、駐車場・緑地です。第2種農地です。  
判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも  
該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

鈴木（喜）委員： 247番、栄生町の分家住宅の件になりますが、特に問題なく、申請

書の内容及び担当推進委員の意見をもとに判断した結果、許可相当と考えます。

続きまして、248番、高原町、これも分家住宅です。これも特に問題なく、申請書の内容及び担当推進委員の意見をもとに判断した結果、許可相当と考えます。

続きまして、249番、長興寺駐車場です。これも特に問題なく、申請書の内容及び担当推進委員の意見をもとに判断した結果、許可相当と考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、250番、野見町の件、資材置き場・看板設置です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管の2種類が埋設されている幅員4メートル以上道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

岩田委員： 250番、資材置き場・看板設置の件でありますけれども、12月18日に担当推進委員が現地において申請内容等、譲受人と立ち会っております。現地は既に資材が置かれて先行着手されておりますけれども、今回、始末書が添付されております。申請書の内容、推進委員の意見等を総合的に判断した結果、許可相当であると考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、251番、畝部東町の件、残土処分場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、252番、畝部東町の件、残土処分場です。農用地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。



場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

西山委員： 畝部東町中切と則光は2つ同じことですので、説明を一緒にさせていただきます。一時転用して土を入れて、農地のかさ上げを目的としたものであります。推進委員の意見と、それから申請書の内容をもとに総合的に判断した結果、許可相当であると考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、253番、幸町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

石川委員： 除外申請時に立ち会い済みです。12月15日申請地に問題はないことを確認後、電話にて本人から計画どおりに進めると確認しました。申請書内容及び担当推進委員の意見をもとに、許可相当と考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、254番、上丘町の件、法面太陽光発電施設です。農用地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 担当推進委員より、申請内容に間違いがないことを確認しましたと、申請地の周辺の農地には転用されても営農に支障はないということで問題ないという意見をいただいております。それを受けまして総合的に判断し、許可相当であると考えます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、255番、駒新町の件、住宅の進入路です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、256番、中田町の件、分家住宅です。甲種農地です。判断基準は、面的整備事業進行中の農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、257番、花園町の件、流通業務施設です。第3種農地です。判断基準は、300メートル以内に豊田南インターチェンジが存在する区域です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、258番、花園町の件、流通業務施設です。第3種農地です。判断基準は、300メートル以内に豊田南インターチェンジが存在する区域です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、259番、花園町の件、資材置き場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

土方委員： 申請番号255番、住宅の進入路です。担当推進委員の意見、12月21日申請者、行政書士立ち会いのもと、申請地において申請内容を確認しました。チェック内容においても適合しており、問題ないと判断します。農業委員の意見、申請書の内容及び推進委員の意見をもとに総合的に判断した結果、許可相当であると考えます。

申請番号256、分家住宅です。推進委員の意見、12月15日申請者立ち会いのもと、申請地において申請内容を確認しました。申請地は中田地区分家用地であり、チェック内容にいずれも合致します。問題ないと判断します。農業委員の意見、申請書の内容及び担当推進委員の意見をもとに総合的に判断した結果、許可相当であると考えます。

申請番号257番と258番、同じところで同じ流通業者です。担当推進委員の意見、申請者に聞き取り、工期に曖昧な点があったが、再度念押ししたところ、計画どおり進めるとの回答がありました。問題ないと思います。申請書の内容及び担当推進委員の意見をもとに総合的に判断した結果、258番、257番は許可相当であると考えます。

申請番号259番、申請者と代理人に聞き取り、該当地は宅地に囲まれており、隣地資材を入れるコンテナを設置する。頻度は少ないがトラックが出入りするため、近隣住民の説明をアドバイスするように、排水ルートは確保されており、問題ないと考えます。農業委員の意見、申請書の内容及び担当推進委員の意見をもとに総合的に判断した結果、許可相当であると考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、260番、四郷町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管の2種類が埋設されている幅員4メートル以上道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

森委員： 四郷町の分家住宅の件です。特に問題なく許可相当であると考えますとの推進委員の意見を伺っております。それをもとに総合的に判断し、許可相当と考えます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、261番、寺下町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、262番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

水野委員： 261番、除外中の土地でありまして、これも開発審査会基準18号に該当しております。推進委員は問題なしということで回答をいただいております。

それから、262番、これも周りに大分家が建ち始めました。この後、さらに農業的に影響ない土地ということも考え、推進委員は問題なしということで回答をいただいております。2件とも許可相当と考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、263番、西中山町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

梅村委員： 担当推進委員が電話で確認し、現地の事前着工もないという報告で、農振除外のときにも立ち会っておりますので、その後も大丈夫だということなので、その意見をもとに総合的に判断して、許可相当だと思います。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、264番、岩倉町の件、運動施設進入路です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

伊藤（喜）委員： この運動施設、テニスコート6面、サッカー場1面、駐車場150台等の運動施設をつくる、この施設の進入路として、今回、農転が出ているということでございます。推進委員の意見等を伺っておりまして、許可相当だというふうに考えております。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、265番、大沼町の件、車両置き場です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

浅見委員： お願いします。担当推進委員、受け入れの方に電話をして申請内容の確認をとりました。申請内容には間違いがなく、造成、排水計画、どちらも整っており、申請地が転用されても周辺農地への影響は軽微であるため、特に問題がありませんという回答をいただいております。担当農業委員の意見、現在、耕作放棄地となって、空き地ということになっております。こちら、土地改良受益地外になっておりました。その跡地へは、何の計画かというと、中古自動車の販売を始めたいということで、主にネット販売を進めていきたいということで、そんなに広い土地は要らないという。だけれども、荒らさせておくよりはいいだろうということで、環境的にもよくなり、許可相当と思います。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、266番、杉本町の件、農家住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

瀬戸委員： 杉本町の件ですが、農家住宅ということで、農振の除外申請のときに承認をした案件でありまして、息子さん名義で家を建てるとということで5条申請になっております。申請書及び推進委員の意見を総合し、許可相当と考えます。  
以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、267番、稲武町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に稲武支所が存在する区域です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、268番、富永町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉田委員： 申請番号267番、推進委員の意見、12月18日に本人に聞き取りをした結果、申請内容に問題はないので、転用されても特に問題はないという意見です。担当農業委員の意見として、特に総合的に判断して許可して問題はないと考えます。

268番、推進委員の意見、12月17日電話にて申請書を確認、特に問題はないという意見ですので、担当農業委員としても特に問題がないと考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、269番、伊保町の件、車両置き場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、270番、伊保町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

横糸委員： 269番、中古車場の車置き場として、従来から無断使用されていたものが  
是正措置として申請に至ったもので、特に問題はないものと思い、許可相当と  
いたします。

270番については、既に農振除外の決定もされており、分家住宅として、  
推進委員、農業委員ともに許可相当と考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

議案第73号については以上です。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんの質問並びに意見を伺います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(会場声なし)

会長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第73号で上程されました24件について、賛成の委員は挙手をお願い  
いたします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第73号は適当である旨、承認されました。

令和元年議案第74号「事業計画変更申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和元年議案第74号「事業計画変更申請承認について」。

7番、中立町の件、目的はかさ上げです。変更内容は、期間延長です。

本件、平成30年9月12日付、5条許可を得ました。当初は令和元年9月30日までの1年間で事業完了する計画でしたが、自社の採石場から発生する石砂が予定より少なく、また人手、機械が不足したことによる作業のおくれもあり、予定どおりの計画を遂行することができず、工期を6カ月間延長するもので、軽微変更該当しないと判断されたため、今般、事業計画変更承認申請をするものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

よろしく申し上げます。

伊藤（政）委員： 12月19日に申請者と現場に立ち会い、申請内容を確認しましたが、期間も増えておるということでしたが、転用期間内に工期を終了するように要請をいたしておきました。また、周辺農地への影響はないということを推進委員さんが確認をとられまして、申請内容を確認、また判断したところ、許可相当と考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

議案第74号については以上です。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第74号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)



会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第74号は適当である旨、承認されました。  
令和元年議案第75号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和元年議案第75号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。  
11番、柘塚西町の件、主たる従事者の故障のためです。担当推進委員の天  
野委員からは、12月17日に家族から申請者が生産緑地に係る農業の主たる  
従事者であることを確認しましたとご意見を頂戴しております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満た  
していることを確認しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。  
事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。  
ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。  
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第75号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願い  
いたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第75号は承認決定されました。  
令和元年議案第76号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和元年議案第76号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。  
10番、畝部西町ほか8筆の件です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

相続開始年月日は平成31年4月15日、農業経営開始日も同日となっております。

担当推進委員の高橋委員が12月21日付で現地の確認を行ったところ、全ての申請地での作付、耕作が確認されました。また、相続人が生涯にわたって耕作及び貸し付けを継続していく意思があることも確認済みのため、問題はないと考えます。

続いて、11番及び12番、貝津町ほか4筆の件です。

この2件につきましては、特例予定農地が全て同一であり、証明を人ごとに出すため議案番号は分けてありますが、関連している案件であるため、まとめて説明させていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

相続開始年月日は平成31年3月19日、農業経営開始日も同日となっております。

担当推進委員の渡邊委員が12月22日付で現地の確認を行ったところ、全ての申請地での作付、耕作が確認されました。また、相続人が生涯にわたって耕作及び貸し付けを継続していく意思があることも確認済みのため、問題はないと考えます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

よろしいでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見もないようですので、採決をいたします。

議案第76号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第76号は承認決定されました。

令和元年議案第77号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政課より説明をお願いします。

事 務 局： 令和元年議案第77号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2により、農業委員会の意見を求めます。

14ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更は農振農用地除外についてでございます。

118番、千足町の件、分家住宅です。

申し出地はスクリーンのとおりです。

鈴木（喜）委員： 受け付け番号118番の分家住宅の件であります。申請書の内容及び担当推進委員の意見をもとに判断した結果、許可相当と考えます。

以上です。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、119番、畝部西町の件、分家住宅でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

西山委員： 119番です。これもたしか12月21日に父親ですか、渡人のほうに話を  
して、それから申し出者、申請人のほうにも電話で連絡をして確認をしました  
という推進委員の意見を聞きまして、私も同意をしました。

以上です。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、120番、鴛鴨町の件、同じく分家住宅でございます。

あと、場所についてはスクリーンのとおりでございます。

もう一件、121番、豊栄町の件、こちらも分家住宅でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

以上2件、よろしくをお願いします。

石川委員： 受け付け番号が120ですけど、12月21日申請者と現地にて立ち会い、

申請内容等を確認したところ、本人の申請内容とも問題はなく、特に問題ありません。申請内容及び担当推進委員の意見をもとに許可相当と考えます。

受け付け番号121です。12月21日、現地にて申請者と申請内容等について確認したところ問題はなく、また、周辺農地にも影響はなく、特に問題ありません。申請書の内容及び担当推進委員の意見をもとに許可相当と考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

122番、広田町の件、分家住宅でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

じゃ、お願いします。

近藤委員： 122番、広田町の件です。申請書の内容及び担当推進委員の意見をもとに総合的に判断した結果、許可相当であると考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

123番、上丘町の件、事業規模拡大に伴う駐車場の申請でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

続きまして、124番、同じく上丘町の件、現施設が手狭のため、保管倉庫の拡大や駐車場の確保による申請でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

続いて、125番、堤町の件、分家住宅でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

もう一点、126番、西岡町の件、こちら自己用住宅でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

以上4件です。

杉浦委員： 123番、駐車場の件です。担当推進委員より、申請地は隣接する農地もなく、除外されてもほかの農地への影響はないという判断をいただいております。

続きまして、124番、こちらのほうは流通業務施設・駐車場ですけれども、こちらのほうも申請地は除外されておると、ほかの農地に影響は軽微だという判断で、申請地は現在休耕地であり、除外もやむを得ないということとなっております。

125番、分家住宅です。申請地は申請者の親の住居に隣接しており、除外されても農地への影響は軽微だということで問題ないところとなっております。

126番、自己用住宅です。申請者は、現在、刈谷で分譲マンションで家族6人暮らしをしているということで、ちょっと手狭になってきたので転居を検討していたところ、実家の建物が豊刈線という道路に買収されることとなって、今回、この申請地へ行ってみたいという内容であります。周辺農地への支障も少ないと考えております。

以上4つですけれども、総合的に判断し、許可相当であると考えております。

事務局： ありがとうございます。

続いて、127番、御船町の件、分家住宅でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

128番、同じく御船町の件、こちら農家住宅でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

以上2件です。

森委員： 127番の御船町の分家住宅の件です。12月14日に推進委員が、現地にて申請者の父親と立ち会いまして、本件の除外については特に問題にならないとの意見を伺っております。そのご意見をもとに許可相当と考えます。

128番、これは127番の分家住宅の申請に当たって、申請者の本宅が一部畑だったというところで、農家住宅の申請が出ております。これも推進委員の意見として、除外については特に問題にならないとの意見を伺っておりますので、許可相当と考えます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、129番、勘八町の件、自己用住宅でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

続いて、130番、勘八町の件、同じく自己用住宅でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

131番、同じく勘八町の件、自己用住宅でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

この3件は、開発審査会基準18号の要件を満たす住宅として除外をするものでございます。

続きまして、もう一件、寺下町の件、分家住宅でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

以上4件です。

水野委員： 先ほど説明ありましたとおり、18号に該当する土地の3件、勘八町は3件ということです。これ、129番、130番はもう除外されてもやむを得ないと考えます。

この131番、ちょっと質問があるんですが、これ、宅地になっておるんですが、何か理由があるんでしょうか、これ。

事務局： もともとが農業倉庫が建ってしまっていて、宅地なんですけれども、農用地のままの状態です。農転は要らないんですけど、農用地の除外は必要ということになります。

水野委員： 宅地だけでも、農地、農用地の中に入ってしまったら除外をしなくちゃいかんということですね。

事務局： はい、そうです。

水野委員： はい、わかりました。

ということで、この3件は問題ないです。

それから、132番、これ、分家住宅なんですけど、母屋の隣地に家を建ててということです。除外されてもやむを得ないと考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、133番、深見町の件、分家住宅でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

梅村委員： 133番、深見町の件ですが、本家のほうは次男と一緒に住んでおられて、長男がこちらのほうに帰ってきて、分家を建てるといことなので、そのときに農地の中で接道がとれて、建築可能な農地を絞って建てていくしかないということで、その案件が出てきております。推進委員の意見として、周辺には問題がないということで、その意見を総合的に判断して許可相当であると思われ

事務局： ありがとうございます。

続きまして、134番、保見町の件、分家住宅でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

横条委員： 推進委員の現地調査等に基づきまして、建物周辺の農業への影響もなく、分家住宅、これ、既存集落のほうなんですけれども、適当と、許可相当と判断をいたします。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、18ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の用途区分変更についてでございます。

135番、御船町の件、農業用倉庫でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

森委員： 先ほどの127番とのかかわりで農業用倉庫の申請が出ております。推進委員の意見として、本件の用途変更に関しては問題にならないとの意見を伺っておりますので、許可相当と考えます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、136番、伊熊町の件、農業用倉庫でございます。

場所についてはスクリーンのとおりでございます。

瀬戸委員： 伊熊町ですが、ここにつきましては、農業用倉庫を建てたいということで変更するものですが、他への影響もありませんし、推進委員の報告を受け、総合的に判断し、用途変更もやむを得ないと考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

以上でございます。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特にご意見もないようですので、採決をいたします。

議案第77号で上程されました19件について、賛成の委員は挙手をお願い

します。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第77号は承認決定されました。

令和元年議案第78号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和元年議案第78号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定します。

今回ご審議いただきますのは、利用権のうち令和2年1月1日から貸借期間が開始されるものと、農地中間管理機構へ貸し出しのため、同じく令和2年2月1日から貸借期間が開始されるものです。

まず、1月1日から貸借期間が開始されるものについて、別紙5ページをご覧ください。

議案第78号資料と書かれたものになります。

本来でありますと、一筆一筆につきましてご審議いただくところでございますが、数が非常に多いものですから、集計で報告にかえさせていただきたいと思えます。

総括表の左に書かれているものが貸借の終期でございます。貸借の始まりはいずれも1月1日になりますが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。貸借終期の右に種別が書かれておりまして、農地の貸借には所有者が農協に貸し、農協が耕作者に貸す転貸と、所有者が耕作者に直接貸す相対とがございます。また、相対のうち、農家でない方には、貸す解除条件付きの貸借がございます。

以上のように、貸借終期や種別ごとにそれぞれどれくらいあるかというものを表にあらわしたのがこちらの資料になっています。

一番下の集計欄をご覧ください。

2,433筆で313万平方メートル余との利用権を設定いたします。



続きまして、農地中間管理機構への貸し出しについてです。

これは、所有者が中間管理機構に貸し、中間管理機構が耕作者に貸す中間管理事業でございます。

資料の35ページをご覧ください。議案第78号資料②の一番下をご覧ください。

今回は11筆、1万3,947平方メートルの利用権を設定します。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

ここで委員の皆さんの質問並びに意見を伺います。

よろしいでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に意見もないようですので、採決をいたします。

議案第78号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第78号は承認決定をされました。

令和元年議案第79号「農地中間管理事業の『農用地利用配分計画案』について」。

農政課より説明をお願いします。

事務局： 令和元年議案第79号「農地中間管理事業の『農用地利用配分計画案』について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、下記計画について、農業委員会の意見を求めます。

別紙36ページ、議案第79号の資料をご覧ください。

先ほどの議案第78号でご審議いただきました農用地利用集積計画のうち、

農地中間管理機構を通じて耕作者に貸し出される農地の内訳となります。貸借期間、筆数、面積は議案第78号資料2と同じでございます。耕作者はその下の表のとおりになっております。

この農用地利用配分計画案を農地中間管理機構に提出しますと、機構はそれをもとに農用地利用計画を定め、愛知県に提出、県が認可、公告といった手順となります。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

ここで委員の皆さんの質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第79号で上程されました11件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第79号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案21ページ及び別紙資料の37ページから54ページをご覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

議案22ページをご覧ください。

報告、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について。

1番、福受町の案件から2番、保見町の案件の2件について、近々納税猶予期間が20年を経過する農地として、税務署からの照会により事務局において

現地を確認し、その利用状況を既に報告いたしました。

議案 2 3 ページをご覧ください。

報告、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書受理について。

1 4 5 番、鴛鴨町の案件から、議案 2 5 ページをご覧ください、1 5 4 番、花園町までの案件 1 0 件について、いずれも賃借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

議案 2 6 ページをご覧ください。

報告、農地法第 4 条第 1 項ただし書きにおける適用除外の確認について。

1 5 番、東保見町の農業用倉庫について、適用除外案件として既に事務局で受理していることを報告いたします。

議案 2 7 ページをご覧ください。

報告、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書受理について。

5 8 番、小坂町の自己用住宅から 6 0 番、前山町の自己用住宅及び進入路までの 3 件を、市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

議案 2 8 ページをご覧ください。

報告、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について。

2 0 6 番、梅坪町の駐車場から、議案 3 4 ページをご覧ください、2 3 3 番、花園町の事務所までの 2 8 件について、市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

ここで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

長時間にわたり、慎重審議をありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 5 6 分)

議事録署名者

印

印